

平成21年8月14日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成21年8月14日（金）開会：午前9時59分 閉会：午後0時03分

2 場所 議会棟3号委員会室

3 出席者（欠席なし）

委員長 今村岳司（にしのみや未来）

副委員長 町田博喜（公明党議員団）

委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）

篠原正寛（政新会）

田中正剛（にしのみや未来）

西田いさお（無所属）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

他に、地方自治法の規定に基づき、田中渡議長が出席
委員外議員として、杉山たかのり副議長が出席

4 傍聴議員

大石伸雄・よつや薫

5 一般傍聴者

5名

6 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 亀井健

次長 北川英子

庶務課長 北林哲二

議事調査課長 宮島茂敏

7 協議概要

（1）協議事項の整理について

協議事項 「会派のあり方」

同 「議会棟のセキュリティ」

同 「完全公開制の導入」（委員会の完全公開制に関する事で、傍聴だけでなく、委員会記録や委員会で提出された資料の公開の是非を含むもの）

同 「請願・陳情提出者の意見表明の機会設定」

同 「一般質問時間制限の見直し」

当初の予定では9月までに結論を出すことになっている協議事項（～）及び前回の委員会（7月31日開催）において野口委員から早く協議すべきであるとの意見があった協議事項（、）について、次回以降どの協議事項から議題とするかについて協議を行いました。

協議の結果、協議事項「議会棟のセキュリティ」について次回の委員会で議題とすること、続いて委員会の活性化に関する協議事項「完全公開制の導入」及び「請願・陳情提出者の意見表明の機会設定」について協議を行うこと、協議事項「会派のあり方」及び協議事項「一般質問時間制限の見直し」については結論を得るまでには時間がかかる内容なので、協議事項、の議論が落ち着いてから改めて協議することで意見の一致を見ました。

なお、次回の委員会においては、各委員から、議会棟のセキュリティについての課題、意見等を述べることになりました。

（２） 前回から継続の協議事項

議員互助会のあり方について

ア 前回の委員会での確認事項等

前回の委員会での決定事項（慶弔見舞金及び記念品料の廃止等）について再度確認しました。

引き続き、事務局から、慶弔見舞金及び記念品料の廃止に伴う議員互助会規程の改正案について説明がありました。本委員会としては、改正案を全会一致で承認し、その旨を議長に報告することになりました。

イ 議員互助会のあり方

前回の委員会に引き続き、退会一時金の取扱い、任意の脱会の是非などについて、協議しましたが、意見の一致を見ませんでした。今後も引き続き本委員会で協議することとし、次回の協議に向けて、互助会の存続を主張する委員は存続のプランを、積立金の精算・廃止の意見を主張する委員はその精算方法のプランを提出することになりました。プラン作成には検討時間を要するため、次回の委員会には本協議事項は議題とせず、次々回以降の委員会で改めて協議することになりました。

一問一答制の導入について

本日の委員会では、9月定例会の委員会審査において、一問一答制を試行導入するに際し、必要と思われるルールなどについて協議しました。

協議の中では、質疑を行うに際し質疑の内容（どのような内容の質疑を何問行うかなど）をあらかじめ伝えること、効率的な審査を行うため質疑の中で自らの意見を必要以上に述べることを差し控えること、議員の質疑内容が不明確な場合などは当局が委員長又は質疑を行った議員に対して質疑の内容等について問いただすことができるようにすることなどが必要であるとの意見が出ました。協議の結果、これらの内容について、ルール化するというよりも、常任委員会の冒頭に委員長から各委員に伝え、確認する方法により、9月定例会の委員会審査から一問一答制を試行導入することで

意見の一致を見ました。

本日の各委員から出された意見を正副委員長において整理し、次回の委員会において提出することになりました。次回の委員会では、その内容を決定し、8月25日に開催予定の議会運営委員会に提案する予定です。

議員報酬のあり方について

前回の委員会では、議員が逮捕・起訴された場合において議員報酬を差止め(停止)あるいは不支給としている他市の条例について説明がありました。

本日は、まず、議員報酬の差止め、不支給に関する条例について本委員会で協議していくのかどうかについて協議を行いました。その結果、条例化に向けて検討すべきであるとする意見と条例の適法性の問題等もあり協議を行ったうえで結論を出さなかった意見があり、現時点で条例化に反対する意見はなかったため、今後、本委員会で協議することになりました。

今後、協議を行っていくに当たり、以下の点について事務局が調査することになりました。

ア さいたま市は、条例化に当たり5年間検討したとのことであるが、その議論の概要

イ 条例化している地方公共団体には、条例化の背景として何か事件があったのかどうか。

上記の調査にも時間を要することから、本協議事項は次回の委員会には議題とせず、次々回以降に改めて議題とすることになりました。

議員定数について

本日は、議員定数について、本委員会としての協議の期限について、協議しました。

まず、事務局から過去2回の定数に関する議論(平成14年12月定例会で現在の定数条例が可決され、平成18年12月定例会で定数を削減する条例案が提案されたが否決されたこと)の説明がありました。

次に、各委員の意見を聞きました。各委員の意見には、来年3月まで検討し、案がまとまるようならば6月定例会に提案するというものや、6月まで検討し、9月定例会に提案するというもの、9月まで検討し、12月定例会に提案するというもの、過去2回は選挙(4月)前の12月定例会で審議しているので時間をかけて検討すべきとするものなどがありました。

協議の結果、本委員会における議員定数に関する協議は、来年6月(6月定例会前)までを期限として行うことで、意見の一致をみました。

(3) その他

次回の特別委員会は8月24日(月)午後1時から開催することを確認しました。

以 上